

令和6年2月13日

一宮市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第1号

一宮市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市立学校施設使用条例施行規則(昭和56年一宮市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用許可の申請) 第2条 一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎及びその他の付属設備(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別に定める場合を除き、学校施設使用許可申請書により当該学校長を経て、教育委員会に使用日前1か月以内5日 前までに申請しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。	(使用許可の申請) 第2条 一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎及びその他の付属設備(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別に定める場合を除き、学校施設使用許可申請書により当該学校長を経て、教育委員会に使用日前1か月以内15日前までに申請しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。